

奈良県議会議事事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年五月三十一日

奈良県議会議長 粒谷友示

奈良県議会議事事務局規程第一号

奈良県議会議事事務局規程の一部を改正する規程

奈良県議会議事事務局規程（昭和四十一年七月奈良県議会議事事務局規程第一号）の一部を次のように改正する。

「主幹

課長補佐

主任調整員

副主幹

係長

第四条第一項中

主任主査

主査

主任主事

主任技師

主事

技師

嘱託

「課長補佐

を
係長」に改め、同条第三項中「係長」の下に

「、調整員」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことがある。

主幹

主任調整員

副主幹

調整員

主任主査

主査

主任主事

主任技師

主事

技師

嘱託

第五条中第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

9 調整員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

附 則

この規程は、令和元年六月一日から施行する。